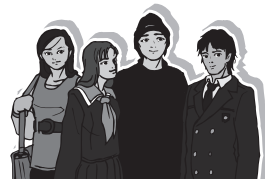


# ～少年とともに～



## 弁護士による 全校型いじめ 予防授業の紹介

寺谷 洋樹（67期） ●Hiroki Teratani

### 1 弁護士による 全校型いじめ予防授業とは

平成16年から始まった「弁護士によるいじめ予防授業」は、いじめの「早期発見」「対処」「予防」のうち、「予防」に重きを置いた取り組みです。いじめが社会的な問題として関心を集める中、全国的な広がりを見せました\*1。平成25年には、いじめ防止対策推進法が成立し、いじめの防止等が重要な課題であることが社会に浸透しています。

同じ平成25年、第二東京弁護士会子どもの権利委員会では、法教育の普及・推進に関する委員会と協働して、「全校型いじめ予防対策プロジェクトチーム」（全校型いじめPT）を発足させました。本稿では、全校型いじめPTにおける「弁護士による全校型いじめ予防授業」を紹介します。

### 2 弁護士による 全校型いじめ予防授業の概要

「弁護士による全校型いじめ予防授業」は、弁護士が、小学1年生から小学6年生までの全学年、全クラスを対象として、いじめの予防に関する授業を行います。文字通り「全校型」の授業です。全児童、全教員、全保護者を巻き込む

ことで、1つの小学校全体にいじめ予防の機運が高まるとともに、各学年の発達段階に応じた授業案を用いることにより段階的かつ継続的な授業を実施することができるため、いじめの予防に有用であると好評を得ています。

### 3 授業案の例

著者は、67期の駆け出しの弁護士ですが、全校型いじめ予防授業では小学1年生と小学3年生の授業を担当しました。ここでは、まず小学1年生の授業案を簡単に説明し、その後、自身の経験談を紹介します。

授業案は、「ねらい」「進行予定」「進行の手引き」から構成されています。

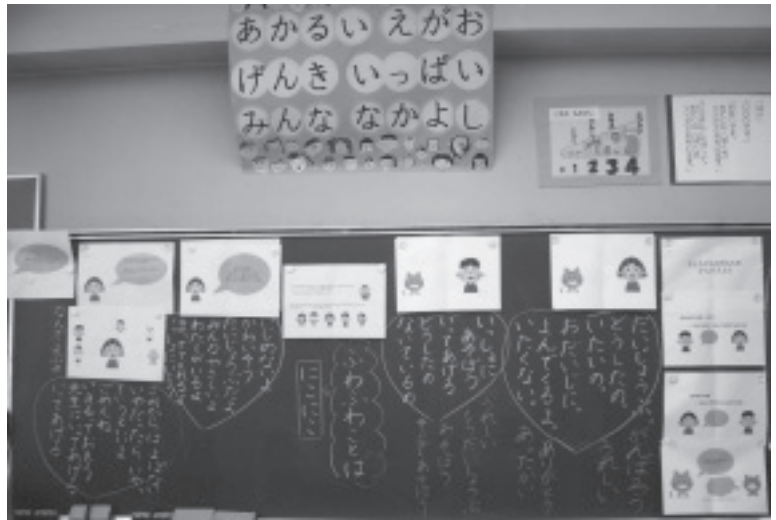
小学1年生の授業案は、その発達段階に並び、集団ではなく、1対1のコミュニケーションを中心とした内容となっています。そのため、「ねらい」では「(1) 自分が言った言葉で、相手がどのような気持ちになるかを考える」「(2) 相手の気持ちを考えて行動する習慣を身につける」を目的としています。

「進行予定」では、1コマ45分の枠の中で、弁護士が児童に伝えるべきことについて、基本から発展へと展開する流れがまとめてあります。小学1年生では、「ふわふわことば」（相手が嬉しい気持ちになる言葉）と「ちくちくことば」（相手が嫌な気持ちになる言葉）を紹介した後、設例を用いて「ふわふわことば」や「ちくちくことば」について考えてもらったり、言われたときの気持ちを考えてもらいます。授業が発展すると、設例をもとにケンカをしたときに仲直りをするためのコミュニケーションを体験してもらい、終盤では、なにげなく言った言葉で相手が傷つくことがあることを気付かせます。

\*1 NIBEN Frontier 2014年11月号P38-39「弁護士によるいじめ予防授業」の広がりや今後の展望を参照

「進行の手引き」では、授業の素人である弁護士でも進行できるよう、具体的な進め方を詳細に説明しています。例えば、先生と弁護士との授業の役割分担の決め方や、ゆっくり大きな声で話すなどの注意点から、想定問答や実際の授業における発言例も詳細に載っています。

「ねらい」「進行予定」「進行の手引き」をもとに、実際に授業を行った際の板書の写真をご覧ください。



小学1年生用授業の板書

## 4 経験談

次に、著者の経験談を紹介します。

まず、著者を含めた弁護士が事前に、依頼のあった小学校に出向いて担任の先生と打合せを行いました。担当するクラスの先生に授業案を渡し授業内容を共有するほか、授業の進行役や質問をする際の児童への指名役を、担任の先生と弁護士のどちらにするかを決めます。また、設例で登場する人物の名前がクラスの児童にいるかどうかを確認します。いじめのきっかけになることを避けるためです。小一時間の打合せを経て、後日、全校型いじめ予防授業が始まります。

小学1年生は、何といってもわんぱくです。実際に訪問した小学校でも、児童皆に溢れんばかりの元気がありました。と思いきや、授業が中盤から終盤に進むにつれ、児童の集中力が切れ、窓や天井を眺める子どもが出てきます。小学1年生にとっては1コマ45分という時間は余りに長いことのほか、自身の授業のやり方に問題があることが原因でした。

このときは、著者が進行役として授業を進めました。当然、事前に授業案を頭に叩き込みますが、念のため授業案を教室に持ち込みます。しかし、実際には授業案どおりに上手く進みません。あれもこれも伝えたくなくなってしまったり、手を挙げてくれた子ども皆を当てたくなくなってしまったため、授業案の中盤がハイライトになってしまいました。その後は、

巻きで終盤に進み、結果、チャイムが鳴って5分後に終わりました。

やり終えたという高揚感とやってしまったという焦燥感と、でもなんだかんだ楽しかったなという満足感が湧いてきました。

授業を受ける側になったことはあっても、自ら授業をしたことはない弁護士が大多数かと思われます。「弁護士による全校型いじめ予防授業」は、弁護士になってよかったと感じる貴重な経験になりました。

## 5 全校型いじめ予防授業の展望

現在、「弁護士による全校型いじめ予防授業」は、好評を得る中で拡大しつつあります。そして、拡大に伴う問題はいくつかありますが、とりわけ成り手不足が深刻です。弁護士による「全校型」のいじめ予防授業では、全学年、全クラスに対応する数の弁護士が欠かせないので、例えば、小学校から依頼が1校やってくれば、10人前後の弁護士を要します。

「弁護士による」全校型いじめ予防授業は、弁護士なくては成り立ちません。我々弁護士、特に著者と同様に期が若い弁護士の方々は、ほんの少しでも興味があれば、「全校型いじめ予防対策プロジェクトチーム」を覗いてみてください。

「弁護士による全校型いじめ予防授業」は始まったばかりです。是非、私たちと一緒に全校型いじめ予防授業をつくっていきましょう。■

# 付添人体験記

## — 受け子で保護観察とされた事案 —

谷村 紀代子 (61期) ●Kiyoko Tanimura

### 1 事案の概要

少年当番の依頼の電話で詐欺未遂と聞き、接見したところ、やはり受け子の事案であった。少年は、最近偶然知り合ったという氏名不詳者による電話の指示に従って行動し、最終的に高齢者から紙包みを受け取り、その場で逮捕されたという。しかし、氏名不詳者と高齢者が事前にどういうやり取りをしたかは一切知らず、自分がいわゆる受け子役だったという認識はない、そうかもしれないと思ったこともないと述べており、否認事案であった。

### 2 少年の状況等

本人は、17歳で、高校を中退し、事件当時は無職だった。少年は、家族への伝言も、差し入れも特段必要ないと述べるなど、今後の手続・処分に対する質問も含めて口数が少なく、それほど不安な様子もなく淡々としていた。とはいえ、少年の否認事件。なるべく毎日接見することとした。

### 3 否認の帰趨

否認が客観的に不合理であれば処分に悪影響が出るため、圧迫とならないよう配慮しつつも詳細に確認したが、少年は、数日間の否認ののち、警察での初めての本格的な取調べの後に事案を認める意向を示した。

少年は、何が決め手で認めるに至ったのか詳細を話さなかったが、その後関係者の話から、ある程度の認識があることを示すライン履歴があることが判明した。最近の若者はなんでもラインでやりとりするのだなと思うが、おそろしい。やはり関係者をかばっていたように思

う。少年の弁解になお若干疑問な部分もあったが、警察は当職ほど追及しなかったようだ。

### 4 家裁送致

家裁送致時は、少年の希望を受けて、また観護措置後、担当調査官が読むことも考えて観護措置に反対する意見書を提出した。とはいえ、観護措置の可能性が高く、少年の母親の居住地は遠方で仕事もあるとのことだったので、少年とも協議の上、当職と母親は観護措置日に裁判所で待機しなかった。

### 5 少年の様子

少年は、当初こそ、淡々とした印象だったが、しばらくすると、身体拘束を受けて精神的に不安定であったことが判明した。

また、大人に自分の気持ちを積極的に表現せず、誤解を与えやすいタイプであると思われた(姿勢の悪さ、聞いてもごく簡単にしか答えない、ぼそぼそと話す話し方など)。

さらに、当初の少年の様子から、家族関係が希薄なのかと思ったが、母親は、面会してみると少年の彼女や仕事について詳細把握しており、親子に信頼関係があることがうかがわれた。父親も、少年が反抗期のためか今は疎遠のようだが、少年と最初に面会したときには涙を見せるなど、特段問題がなさそうであった。

少年は、中学時代はやや荒れていたものの、高校中退後はまじめに職業生活を送り、生活態度も安定し、ここ数年間、問題行動もないようであった。そのため、当職が当初受けたような誤解を調査官に与えないよう、人は打ち解けてくれると嬉しいものなので、調査官にはなるべく包み隠さない態度で話すようにと、また目を見て姿勢よくはきはき話そうと繰り返し説明した(とはいえ、当職にあまり打ち解けたくなかったのか、当職に対する態度はさほど直らなかつた。調査官と話しているときはちゃんとしてくれていたのだろうか)。また、反省文を書くように指導した。

## 6 更生に向けての環境整備

少年が本件犯行に至った経緯として、無職で収入がなかったことも影響していると考え、釈放後の仕事のあてを本人に確認した。少年は、高校中退後、知人の紹介で職を得ているとのことだったが、地元のしがらみから事件を紹介された可能性もあり、今後はハローワーク等で広く職業を探そう助言した。また、雇用保険・年金等も含めて職業を選ぶ必要があることや、今後の具体的な進路が内定している彼女と家庭を持ちたいなら、収入アップのため資格取得なども考えていくべきと（余計なおせっかひも含めて）アドバイスした。

少年の反省文は、当職から事前にアドバイスしなかったが、少年の反省が伝わるよい内容だった。いつもの会話よりも、文章の方が本人の素直さがストレートに伝わり好感が持てた。

## 7 事前の調査官との面接

当職から見ても、少年の非行性はさほどではなく、通常の保護観察となる少年と比較しても荒れておらず、家庭も生活も普通の少年のように思えた。詐欺の受け子はその傾向があるように思う。ただ、これまでの家裁実務の大勢からすると厳しい処分も予測された。少年にも家族にも厳しい処分見通しの覚悟をしてもらった。

ところが、面談した調査官は、「少年は組織の末端の末端で、近年生活態度も安定しており、保護観察相当との意見の予定」とはっきりと言ってくれた。特殊詐欺だからと一括りにせず、関与に至った経緯や少年の性格、生活ぶりをちゃんと見た上での判断だったと思う。少年をあまり油断させてもいけないが、とにかくほっとした。

## 8 審判の準備

社会記録閲覧の際に気づいたが、いつのまにか事件記録が相当数追送されていた。後の書類だと、本人が、詐欺の未必の故意を持った時点がかなり前になってくるので、どちら

で認否するか確認しなければならない。家裁調査官の認識ともずれるところが出てしまう。これまで経験してきた家裁では書類の追送があれば連絡してくれていたが、この家裁は連絡してくれないようだ。

審判1時間前の両親との最終打合せで、こわもてにみえる父親は、事前に少年に携帯をもってこさせ、裁判官の前で携帯電話の全てのデータを抹消させると突然言い出した。少年に事前確認をしようと言ったが、父親は既に少年に説明済みという。とはいえ審判の場で抹消を事実上強要すると、既に反抗気みであるのに、さらに父親との間でしこりが残るおそれもあり躊躇された。

この家裁では少年との面会が審判5分前で、さらに、書記官が同席すると言い出し非常にやりにくかった。この書記官は、親切だが記録の謄写に2週間かかるという理由で取下げを求めてきたこともある。面会でデータ抹消はしないことになった。初めての家裁では、審判前に少年と面会したいという連絡を事前に入れておくべきだった。

## 9 審判

審判では、少年向けにかみ砕いた非行事実の読み上げをして認否させ、その後詳細な事実の確認という順番ではなく、詳細な事案の経緯と混然一体となった認否確認が行われ、少々とまどった。裁判官は、少年の、「職がなかったから、つい自分の欲に負けて受け子をしてしまった、直前まで気が付かなかった」という言い分に、「それだと全然君は悪くないのではないか、職がないから仕事をするのは当然で、それだと何がいけないのか、むしろ君が被害者なんじゃないのか」というところから始め、結局は被害者を犠牲にしてでも楽をしてお金を得ようとしたずるい心があったことを気づかせるという審理をしていた。何が本当によくなかったのかについて真摯に確認する審判であり、その点まで十分に踏み込めていなかった当職も反省させられ（むしろ、当職の意見書に反省を迫る内容とも思えた）、とてもよい審判であったと思う。■